

# ライブラリー貸出対象者区分と利用方法が変わりました！

聴覚障害者向け映像ライブラリー作品は、権利者等との契約に基づき、作品ごとに利用者（貸出対象者）と利用範囲（使用方法）等の「利用許諾条件」が定められております。

この度、障害者自立支援法に基づく「障害者地域生活支援事業」に定める「字幕入り映像ライブラリー事業」の施行等に伴い、利用許諾条件等が一部変更されることとなりました。

この変更に伴い、社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターが製作されたビデオカセットテープ及びDVDには、利用区分コードが貼ってあり、それに合わせて、利用者と利用範囲の利用区分を下記のとおりとします。

## 1. ライブラリー貸出に係る利用区分

登録内容	登録区分	利用区分					利用対象者（借りる方）
		A	B	C	D	E	
個人登録	個人1						【聴覚障害者・児】身体障害者手帳の交付を受けている者又は児（その保護者）。
	個人2			×		×	【難聴者・児、中途失聴者・児】身体障害者手帳の交付を受けていない者又は児（その保護者）であって、日常生活において補聴器又は人工内耳を常用し、聴覚障害者向け字幕を必要とする者。
	個人3		×	×	×	×	【聴者】聴覚障害者福祉活動に従事する者等
団体登録	団体1				×	×	【聴覚障害者団体・施設】聴覚障害者関係団体等 【教育機関】総合支援学校、難聴特別支援学級、聴覚障害児が通う学級等 【関係施設】聴覚障害者児等が利用又は入所している施設等
	団体2		×	×	×	×	【その他の社会福祉施設、公共施設】

## 2. ライブラリー貸出に係る視聴条件

区分	利用できる範囲内容
1	【個人視聴】のみ 個人利用者本人またはその家族など限られた範囲内での視聴。
2	【個人視聴】 + 【集団視聴】 集団での視聴 （例）聴覚障害者団体等の主催による学習会等での視聴。 総合支援学校、難聴特別支援学級等、聴覚障害児又は難聴児が通う学校教育機関での視聴。 【以下のような場合には利用できません】 参加費等を徴収する場合、寄付金集め、集客効果等を意図している場合には利用できません。
3	【個人視聴】 + 【集団視聴】 + 【大会等での上映】 （例）聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場等での上映。 【以下のような場合には利用できません】 参加費等を徴収する場合、寄付金集め、集客効果等を意図している場合には利用できません。

### 3. 利用区分の記載例と見方

(例1)

利用区分
C - 1

(例2)

利用区分
B - 2

(例3)

利用区分
A - 3

例1 C - 1 個人1、団体1の利用対象者で個人視聴の利用が可能。

例2 B - 2 個人1・2、団体1の利用対象者で個人視聴及び集団視聴の利用が可能。

例3 A - 3 全ての個人及び団体の利用対象者で個人視聴、集団視聴、大会等での上映の利用が可能。

### 4. その他の留意事項

(1) 山口県聴覚障害者情報センターが制作した作品の利用区分は、「A - 3」扱いとなります。

(2) 青ラベルのNHK厚生文化事業団福祉ビデオライブラリー作品の利用区分は、「A - 3」扱いとなります。

(3) (株)図書館流通センターのDVD作品の利用区分は、「A - 1」扱いとなります。

(4) 利用区分の記されていない作品の扱いは、「C - 1」となります。

(5) 社団法人日本映画製作者連盟提供映画作品は、一部「B - 3」があります。但し、福祉大会等で上映する場合は、事前に届出が必要となります。

### 5. お問い合わせ

利用区分等について、ご不明な点は、山口県聴覚障害者情報センターにお尋ね下さい。

〒747-1221 山口市鑄銭司南原2364-1

FAX 083-985-0613

TEL 083-985-0611

Eメール loolym33@c-able.ne.jp